

安芸灘地域活性化奨励金交付要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、高齢化率の上昇及び人口の減少が著しい安芸灘地域において、高校生等の定着及び他の地域からの移住を促進し、安芸灘地域の持続的な振興を図るために、安芸灘大橋の通行料が有料である間に限って交付する安芸灘地域活性化奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 奨励金の交付を受けようとする年度において高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等に在学している者

イ アに該当しない者であって、奨励金の交付を受けようとする年の所得の見込額が48万円以下であるもの

(2) 安芸灘地域 呉市下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町

(3) 安芸灘地域在住高校生等 安芸灘地域に住所を有し、かつ、主として安芸灘地域に居住している高校生等

(4) 保護者 安芸灘地域在住高校生等の親権者、未成年後見人その他安芸灘地域在住高校生等と現に生計を共にし、又はその監護を行う者

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、安芸灘地域に住所を有し、主として安芸灘地域に居住している保護者のうち、次の各号のいずれにも該当する者（当該保護者に係る安芸灘地域在住高校生等が次の各号のいずれにも該当する者に限る。）とする。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、安芸灘地域在住高校生等に保護者がおらず、安芸灘地域在住高校生等のみで生計を維持している場合において、当該安芸灘地域在住高校生等が同項各号のいずれにも該当するときは、当該安芸灘地域在住高校生等を交付対象者とする。

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、月を単位として算定するものとし、毎月1日時点における安芸灘地域在住高校生等一人当たり月額2万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、交付を受けようとする年度の5月1日までに安芸灘地域活性化奨励金交付申請書（親権者・未成年後見人用）（様式第1号）又は安芸灘地域活性化奨励金交付申請書（親権者・未成年後見人以外用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。ただし、転入等の事由により5月1日以降に交付対象者となった者については、別に定める期日までに申請するものとする。

（1）奨励金に係る安芸灘地域在住高校生等の在学証明書その他の在学を確認することができる書類の写し

（2）前号に掲げる書類のほか、交付対象者が安芸灘地域在住高校生等と現に生計を共にし、又はその監護を行う者の場合は、当該安芸灘地域在住高校生等に係る安芸灘地域活性化奨励金の申請内容の審査に係る同意書（様式第3号）

2 前項の規定による申請は、市長が指定する電子申請により行うことができる。（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金を交付することが適当と認めたときは、奨励金の交付を決定し、当該申請者に対して安芸灘地域活性化奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（不交付決定）

第7条 市長は、前条の審査により奨励金を交付することが不適当と認めたときは、奨励金の不交付を決定し、安芸灘地域活性化奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に当該理由を付して通知するものとする。

（奨励金の交付）

第8条 奨励金の交付は、年6回とし、次表のとおりとする。

交付月	交付対象月
5月	4月・5月
7月	6月・7月
9月	8月・9月
11月	10月・11月
1月	12月・1月
3月	2月・3月

（交付停止）

第9条 奨励金の交付を受ける者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、当該事由に該当した月分から奨励金の交付を停止するものとする。

（1）安芸灘地域に居住しなくなったとき。

（2）第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2 受給者に係る安芸灘地域在住高校生等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、当該事由に該当した月分から奨励金の交付を停止するものとする。

（1）安芸灘地域に居住しなくなったとき。

(2) 退学をしたとき（第2条第1号イに該当する場合を除く。）。

(3) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

3 受給者は、前2項各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに安芸灘地域活性化奨励金停止届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

4 前項の規定による届出は、市長が指定する電子申請により行うことを基本とする。ただし、当該電子申請による届出を行うことができない受給者は、市民センター又は地域協働課において書面で申請することができる。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第10条 市長は、受給者が虚偽の申請を行ったとき又は受給者若しくは受給者に係る安芸灘地域在住高校生等が前条第1項若しくは第2項に規定する事由に該当すると認められるときは、第6条の規定による交付決定を取り消し、安芸灘地域活性化奨励金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金が既に支給されているときは、安芸灘地域活性化奨励金返還請求書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和7年6月16日から実施する。

（適用期限）

2 この要綱の適用期限は、安芸灘大橋の通行料が無料となる日までとする。

（令和7年度の特例）

3 令和7年度については、次に掲げる特例を適用する。

(1) 第5条の規定による交付申請については、8月1日までとする。

(2) 第8条の規定にかかわらず、初回の交付は、9月とする。

(3) 9月の交付においては、令和7年4月分から同年9月分までの奨励金を一括して交付する。